

京都市告示第405号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

令和8年10月13日

京都市長 松 井 孝 治

臨時に休館する日

令和8年10月26日（月）から同年10月30日（金）まで

（歴史資料館）